

発注者支援業務等積算基準 改正概要		
R7 改正	現行	備考
積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務	積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、河川巡視支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場管理支援業務	
2. 業務委託料	2. 業務委託料	
(2) 業務委託料構成費目の内容	(2) 業務委託料構成費目の内容	
1) 直接原価	イ 直接原価	
①直接人件費	(イ) 直接人件費	
②直接経費（積上計上分）	(ロ) 直接経費（積上計上分）	
③直接経費（積上計上するものを除く）	(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）	
2) 間接原価	ロ 間接原価	
当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む），熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）とする。	当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費，水道光熱費等の経費，オンライン電子納品に要する費用，情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料），PC 等の標準的な OA 機器費用（BIM/CIM に関するライセンス費用を含む）（追加）とする。	
また，主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については，対策の妥当性を確認の上，積み上げ計上を行うものとする。積み上げ計上を行う場合は，熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認するものとする。	（追加）	
※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	※その他原価は、直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。	
3) 業務原価	（追加）	
業務原価は直接原価及び間接原価からなる。		
4) 一般管理費等	ハ 一般管理費等	
5) 消費税相当額	ニ 消費税相当額	

積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

3. 業務委託料の積算

(2) 各構成費目の算定

- 1) 直接原価
 - ①直接人件費
 - ②直接経費

- 2) その他原価

- 3) 一般管理費等

積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務

3. 業務委託料の積算

(2) 各構成費目の算定

- イ 直接原価
 - (イ) 直接人件費
 - (ロ) 直接経費

- ロ その他原価

- ハ 一般管理費等

河川巡視支援業務 3. 業務委託料の積算 （2）各構成費目の算定 （Ⅰ）平常時 1）直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2）その他原価 3）一般管理費等 （3）河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容 1）直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2）その他原価 3）一般管理費等 4. その他 （1）変更の取扱い 1）直接人件費 ①直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ②災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間） 2）直接経費 ①業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ②旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 3）その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。	河川巡視支援業務 3. 業務委託料の積算 （2）各構成費目の算定 ①平常時 イ直接原価 （イ）直接人件費 （ロ）直接経費 ロその他原価 ハ一般管理費等 （3）河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容 イ直接原価 （イ）直接人件費 （ロ）直接経費 ロその他原価 ハ一般管理費等 4. その他 （1）変更の取扱い ①直接人件費 イ直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ロ災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間） ②直接経費 イ業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 イ旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 ③その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。
--	---

道路許認可審査・適正化指導業務 3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 1) 直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2) その他原価 3) 一般管理費等 4. その他 1) 直接人件費 ① 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ② 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間) 2) 直接経費 ① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ② 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 3) その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。	道路許認可審査・適正化指導業務 3. 業務委託料の積算 (2) 各構成費目の算定 イ 直接原価 (イ) 直接人件費 (ロ) 直接経費 ロ その他原価 ハ 一般管理費等 4. その他 ①直接人件費 イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間) ②直接経費 イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 ③その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。
---	--

河川許認可審査支援業務 3. 業務委託料の積算 （2） 各構成費目の算定 1） 直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2） その他原価 3） 一般管理費等 4. その他 （1） 変更の取扱い 1）直接人件費 ① 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ② 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 （編成人員及び超過業務時間） 2）直接経費 ① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ② 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 3）その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。	河川許認可審査支援業務 3. 業務委託料の積算 （2） 各構成費目の算定 イ 直接原価 （イ）直接人件費 （ロ）直接経費 ロ その他原価 ハ 一般管理費等 4. その他 （1） 変更の取扱い ①直接人件費 イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 （編成人員及び超過業務時間） ②直接経費 イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 ③その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。
--	--

ダム管理支援業務 3. 業務委託料の積算 (Ⅰ) ダム管理業務A（ダム等操作支援等） 1) 直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2) その他原価 3) 一般管理費等 (Ⅱ) ダム管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務） 1) 直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2) その他原価 3) 一般管理費等 4. その他 (1) 変更の取扱い 1) 直接人件費 ① 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ② 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間） 2) 直接経費 ① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ② 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 3) その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。
--

ダム管理支援業務

3. 業務委託料の積算

① ダム管理業務A（ダム等操作支援等）

イ 直接原価

(イ)直接人件費

(ロ)直接経費

ロ その他原価

ハ 一般管理費等

② ダム管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）

イ 直接原価

(イ)直接人件費

(ロ)直接経費

ロ その他原価

ハ 一般管理費等

4. その他

(1) 変更の取扱い

①直接人件費

イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。

ロ 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間）

②直接経費

イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。

ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。

ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。

③その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。

堰・排水機場管理支援業務 3. 業務委託料の積算 （2）各構成費目の算定 （Ⅰ）堰・排水機場管理業務A（堰・排水機場操作支援等） 1）直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2）その他原価 3）一般管理費等 （Ⅱ）堰・排水機場管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務） 1）直接原価 ①直接人件費 ②直接経費 2）その他原価 3）一般管理費等 4. その他 （1）変更の取扱い 1）直接人件費 ① 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ② 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間） 2）直接経費 ① 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ② 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 3）その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。	堰・排水機場管理支援業務 3. 業務委託料の積算 （2）各構成費目の算定 ① 堰・排水機場管理業務A（堰・排水機場操作支援等） イ 直接原価 （イ）直接人件費 （ロ）直接経費 ロ その他原価 ハ 一般管理費等 ②堰・排水機場管理業務B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務） イ 直接原価 （イ）直接人件費 （ロ）直接経費 ロ その他原価 ハ 一般管理費等 4. その他 （1）変更の取扱い ①直接人件費 イ 直接人件費は、編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。 ロ 災害等で大幅に業務量に変更になった場合は、変更契約の対象とする。（編成人員及び超過業務時間） ②直接経費 イ 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等は、履行期限が変更になった場合に限り履行期限の増減に比例して変更を行うものとし、通常の場合は変更しない。 ただし、当初積算していた現場経費が諸条件により大幅に変わる場合はこの限りではない。 ロ 旅費、交通費の変更は履行制限又は業務内容の変更に伴い、当初設計の旅費、交通費が変わる場合に限り実施に関係なく官積算により変更するものとする。 ③その他原価及び一般管理費等は、直接原価の変更に伴い変更を行う。
---	---